

一般社団法人日本産業技術教育学会会員の懲戒に関する規程

(制定の趣旨)

第1条 一般社団法人日本産業技術教育学会会員は、定款の定める目的の達成に努め、日本国憲法を始めとする日本国の法規、本学会の定款・規則・制度に従わなければならない。会員が法的、倫理的にこれらに反する行為を行った場合、次に定めるところにより懲戒処分をする。

(懲戒の種類等)

第2条 会員に科す懲戒処分は、以下の各号に掲げる通りとする（重複可）。

- 1)訓戒：口頭にて将来を戒める
- 2)訓告：文書にて将来を戒める
- 3)譴責（けんせき）：始末書を提出させ、将来を戒める
- 4)解任：担当職務もしくは業務を解く
- 5)会員資格の停止：期間を定めて資格を停止する
- 6)除名：会員としての資格を剥奪する

2 第5号に該当するものは、会員資格停止期間中についても本学会の会費を納入しなければならない。また、この期間中に退会した者は、本学会に再入会することはできない（処分の対象）。ただし、退会につきやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第3条 理事会は、次の各号に掲げる行為を行った会員を懲戒処分の対象とすることができる。

- 1)刑罰法令に触れる行為、または反社会的行為を行った者
- 2)研究者あるいは教育者としての良識や品位に欠ける行為を行った者
- 3)その他、本学会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為を行った者

2 理事会は、前項に記載する行為により懲戒処分に付された会員について監督指導を行うべき会員に対し、その職責の見地から、懲戒処分の対象とすることができる。

(処分の決定)

第4条 理事会は、第3条に規定する行為を行った疑いのある会員の存在が判明したときには、直ちに当該行為に係わる調査委員会を設置し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

2 理事会は、調査委員会の調査結果に基づき、第2条第1項各号の中から処分を決定する。

3 第2条第5号の処分期間は、理事会において決定する。

4 処分を決定するときは、それに先だち、当該会員に理事会における弁明の機会を与えなければならない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(附則)

この規程は、2021年7月11日から施行する。